

令和6年度 輸出先国の規制に係る 産地への課題解決支援委託事業 事例集



2025（令和7）年3月

一般社団法人 全国植物検疫協会

目 次

はじめに	1
1. イチゴ生果実の輸出に取り組む事業者	5
2. タイ向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む生産者	9
3. メロン生果実、キク切り花の輸出に取り組む生産者	13
4. 中国向けに木材の輸出を目指す生産者団体	17
5. 「園芸作物の輸出産地形成支援に係る北陸・東海ブロック説明会」に参加し、輸出を目指す生産者、事業者	21

はじめに

植物等の農産物を輸出する場合は、輸出先国の要求する植物検疫条件等を遵守するとともに輸出先国の定める残留農薬基準等にも留意する必要があります。

このうち、輸出先国の要求する植物検疫条件については、条件に基づき植物を大別すると次のようになります。

- 輸入を禁止する植物（該当する植物は輸出できませんが、二国間協議による条件や輸入許可の条件を満たした植物は除かれます。）
- 二国間協議に基づく特別な手続き（生産園地や選果こん包施設等の登録、栽培地検査の実施など）等を輸出国で実施することにより輸入を認める植物
- 事前に輸入許可（Import Permit）を取得し、その条件に合致した対応により輸入を認める植物
- 輸出国政府の発行する植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で栽培地検査を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で特別な検査（線虫検査や遺伝子診断など）を実施し、特定の病虫害の付着のないことを記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 輸出国で消毒等の措置を実施し、その内容を記載した植物検疫証明書の添付により輸入を認める植物
- 植物検疫証明書の添付を必要としない植物（輸出植物検査を受けずに輸出できます。）

輸出に当たっては、これらの条件を遵守して、栽培管理や病虫害防除、必要な手続き等を行う必要があります。

一方、残留農薬基準については、我が国と諸外国では登録されている農薬の相違や食文化・食生活の違いなど様々な要因からその数値が異なっています。このため、農産物の輸出では残留農薬にも留意が必要です。特に生果実や野菜など食品を輸出する際は、輸出先国の定める基準値を超えていないかなど、事前に確認することなどが望まれます。

農産物の輸出を目指す方にとっては、これら植物検疫や残留農薬などは大きな課題ともなっており、円滑な手続き等を進めるうえで、これらの課題解決の支援をしてくれる専門家が望まれてきたところです。

当協会では、これらの状況等を踏まえ、本年度の「輸出先国の規制に係る産地

への課題解決支援委託事業」の実施に当たって、輸出先国の植物検疫条件に基づく検疫手続きや残留農薬基準に則した病虫害防除などを支援するため、必要な専門家を登録し、産地や輸出事業者、物流事業者、都道府県等の自治体などからの相談内容や課題等の依頼に応じて、該当する専門家を派遣し、必要な説明を丁寧に行うよう務めてまいりました。

輸出先国の定める植物検疫条件や輸出先国の求める手続き等に係る支援では、専門家は植物防疫所ホームページに掲載されている「輸出条件早見表（下図）」や「各国の輸出条件に関する情報」、「各国の検疫条件」、「輸出検査（検疫）実施要領」等から最新情報を入手するとともに輸出先国が開示しているホームページなどからも条件等の情報を確認し、必要な説明等を行いました。また、これらの条件や手続き等に係る流れなどについては、図表等で解説する資料を作成して、説明するなどきめ細かい相談対応を行いました。

（植物防疫所ホームページの輸出条件早見表）

（「https://www.maff.go.jp/pps/j/search/e_hayami_kamotu.pdf」から）

一方、残留農薬に関する相談等にあつては、農林水産省のホームページに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」（下図）や「輸出相手国の残留農薬基準値に対応した病虫害防除マニュアル」などの資料から必要な情報をダウンロードして提供するとともに、輸出先国のホームページに掲載されている「MAXIMUM RESIDUE LIMITS (MRLs)」などから輸出予定の農産物の残留農薬基準値を抽出し、我が国の残留農薬基準値との比較表や農薬の商品名等を記載した表などに取りまとめて資料配付し、必要な説明をするなど支援を行いました。

また、必要に応じて、代替農薬の使用などについても案内するなど支援を行いました。併せて一部の国（地域）では、輸入時の残留農薬検査で不合格となった事例等も公開していることから、これらの情報等も整理して資料配付しました。

農林水産省

[English](#)
[日本語](#)
[한국어](#)
[繁體中文](#)
[大文字サイズ](#)

[検索](#)
[戻る](#)

[産地・産地から探す](#)
[産品別から探す](#)
[キーワードから探す](#)

[検索](#)

[食料・畜産・漁業](#)
[政策情報](#)
[統計情報](#)
[年報・お問い合わせ](#)
[農林水産省について](#)

[ホーム](#)
[輸出・国際](#)
[海外国における残留農薬基準値に関する情報](#)

海外国における残留農薬基準値に関する情報

我が国におけるコメ、小麦粉、菜で食用可能な農産物等の残留基準値が輸出先国・地域と日本とで異なることから、日本の残留基準値を満たしているにもかかわらず、輸出先国・地域の残留基準値を満たせずに輸出できない場合があります。

コメ、小麦粉、菜の輸出における残留農薬に関する課題に対して、輸出先国・地域の残留基準値も認める又は特設認許を使用した基準を満足するとともに、輸出先国・地域の残留基準値（インポートトレランス）が設定されるよう、輸出先国・地域の当局への申請に必要な各種試験を実施していくこととしています。

その一環として、コメ、小麦粉、菜の輸出促進を進めていく参考として、主要輸出先国・地域の残留基準値の設定状況と、我が国の残留基準値とを比較できるように取りまとめました。

調査対象品目、調査対象国・地域等

○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、甘柿、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国・地域等及び20か国・地域）

日本、Cote d'Ivoire、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、NZ、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

○ 調査対象農薬成分：調査対象品目に對し、日本において残留基準値の設定がある農薬成分

品目別残留農薬基準値

(農林水産省ホームページの残留農薬基準に関するサイト)
(「https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html」から)

更に、農産物の輸出に当たっては、産地や品目によって、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う各国の規制、ワシントン条約や種苗法（UVOP 条約）に係る手続き、その他輸出先国の輸入規制等に係る手続き等も必要な場合があることから、必要な情報をホームページ等から入手し相談者に説明するなど支援を行いました。加えて、財務省が公開している貿易統計や植物防疫所が公開している植物検疫統計のデータを整理して、輸出（検査）の状況等を必要に応じて追加情報として提供しました。

専門家は、産地等に対してこれらの支援等を実施した場合、「輸出産地カルテ」に相談の内容や支援の内容などを記録しています。また、これらの情報は事務局と共有するとともに産地等と連絡を密にして、輸出が実現できるよう複数回産地に出向くなどの支援も実施しています。

今年度の事業では、351 件の輸出産地カルテを作成することができました。また、42 産地等に延べ 83 名の専門家を派遣して支援等を実施することができました（数字はいずれも 2025 年 2 月末現在）。専門家の派遣を必要としない相談については、電話や電子メールなど丁寧な説明を行うなどで支援を行っています。

ここに今年度専門家が対応した一部の事例の概要を事例集として紹介させていただきますので、今後の輸出の参考にしていいただければ幸いです。

なお、ここに掲載の輸出先国の植物検疫条件等については、専門家派遣時のものです。農産物の輸出に当たっては、常に最新の情報を確認されますようお願いいたします。

事例 1

イチゴ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

- ① 栽培品目及び面積：イチゴ 30 m²
- ② 栽培方法：水耕施設栽培（植物工場）。同一施設内で種子から育成している。
- ③ 輸出実績：なし
- ④ その他：障害者を雇用し、水耕栽培施設でレタス、イチゴの栽培をしている。栽培は通年可能である。

イチゴ、レタスとも無農薬栽培で、イチゴでアザミウマなどの害虫が認められた場合は、人手による除去（殺虫）を行っている。

レタスは、地元のスーパーマーケットに卸しているが、イチゴについては、収穫量が少なく、本格的な出荷には結びついていない。安定的な収穫が得られた段階で、販売経路の一つとして輸出を考えたい。

イチゴの糖度は高く、取引のあるケーキ屋では、甘すぎるといわれている。



（水耕栽培の様子）

【輸出に当たって事業者が抱える課題】

現段階では、収穫量が少なく、輸出できる状況にはないが、輸出に向けて取り組みたいと考えている。輸出の手続きが全く分からないので知りたい。

【支援等の内容】

窓口となった農政局担当者と共に相談者を訪問し以下の説明を行った。

①植物検疫、輸出検疫の概要

植物検疫は、輸入植物に付着して侵入する病害虫の阻止、国内に既発生 of 重要病害虫の発生地域拡大の阻止、輸出先国の要求に応じて実施される輸出検疫が柱となっている。

輸出検疫では、輸出先国が定めている検疫条件に合致しているか、輸出先国が必要としている栽培地検査、精密検査、消毒検査、目視検査が的確に行われたかなどの確認の後、輸出先国の検疫条件に合致しているものに対して植物検疫証明書が発給される。輸出先国が植物検疫証明書の添付を求めている場合は、輸出検査を受けずに輸出することはできない。

②イチゴの検疫条件

主な輸出先国の検疫条件を提示し、二国間協議で合意した内容に基づく手続き等が必要なタイ向けについては、生産園地及び選果こん包施設の登録が必要であるとともに生産園地の適切な管理や標準作業手順書に基づく選果こん包の実施などが必要となっている。

イチゴの検疫条件（主な国）

輸出先国	検疫条件
タイ	○ 日本の輸出検疫を受けずに輸出できます。
韓国	○ 日本の輸出検疫を受けずに輸出できます。
中国	○ 日本の輸出検疫を受けずに輸出できます。
ベトナム	× 中国が検疫条件を設けていないため輸出できません。
シンガポール	○ 二国間協議による条件を遵守する必要があります。 (主な条件: 生産園地及び選果こん包施設の登録、生産履歴及び選果こん包施設におけるソフトウェアの管理)
インドネシア	○ 日本の輸出検疫を受けずに輸出できます。
フィリピン	○ 日本の輸出検疫を受けずに輸出できます。
米連邦(米主)	○ 米連邦が検疫する輸入許可証の取得が必要です。 ただし、米連邦、小笠原群島、琉球群島、トク島、大島群島で生産されたものは輸出できます。
タイ	○ 二国間協議による条件を遵守する必要があります。 (主な条件: 生産園地及び選果こん包施設の登録、生産履歴及び選果こん包施設におけるソフトウェアの管理)

輸出先（仕向国）の検疫条件に合った手続きが必要です

(イチゴ生果実の主な国の検疫条件 (提供資料))

このほか、植物検疫証明書の添付を必要としない国（香港、シンガポール）、植物検疫証明書の添付が必要な国（韓国、台湾、アラブ首長国連邦、EU、米国）、輸入が禁止されていて、輸出ができない国（中国、ベトナム）、二国間協議の合意事項に基づく手続き等が必要な国（オーストラリア）がある。

③残留農薬に関する情報

植物工場（密閉施設）において無農薬で種子から栽培管理されていることから、残留農薬の心配はほとんどないと考えられる。

一般論として、輸出先国の残留農薬基準値を確認し、我が国の残留農薬基準

(参考) 国により検体（分析部位）が異なる

検体（部位）	国
へたを除去したもの Cape (huts) what be removed and discarded	タイ、中国
果実を除去したもの（へたは残す） Whole fruits without removed	韓国
果実（除去した）とへた（残す）を除去したもの Whole product after removal of caps, stems and stems	中国、韓国、タイ
果実を除去した後に残すもの Whole commodity after removal of caps and stems	EU、韓国、中国、シンガポール、インドネシア、フィリピン、インドネシア、インドネシア、インドネシア
検定なし（一部の国は/検定は認められていない） 検定なし（一部の国は/検定は認められていない）	シンガポール、インドネシア、ベトナム、フィリピン、インドネシア、インドネシア

注意

(残留農薬に係る分析部位 (提供資料))

値よりも低く設定されている農薬については使用せず、代替農薬を使用することが望ましい。果物では、国によって残留農薬分析をする検体の取り方（分析部位）が異なる場合があるので、注意する必要がある。イチゴでは、台湾などヘタを含めて分析（日本ではヘタを除去して分析）している国もあることからこれを念頭に病虫害防除、農薬の使用を実施すると良いと考える。

④輸出実績に関する情報

財務省貿易統計（20 万円以下の少額貨物や旅具通関扱いをする貨物等は計上されていない）によると、輸出量、輸出額ともに年々増加傾向にある。特に香港、台湾、シンガポール、タイ向け等の輸出が増えている。2023 年は合計で 2,500 トン、61 億円を超える量が輸出されている。一方、植物防疫所の植物検疫統計を見ると、中東や EU などにも少量が輸出されている。なお、植物検疫統計では、台湾向けやタイ向けなどで不合格事例があり、このうち、病虫害の付着によるものは、2020 年、2021 年にヒラズハナアザミウマによるものが記録されている。

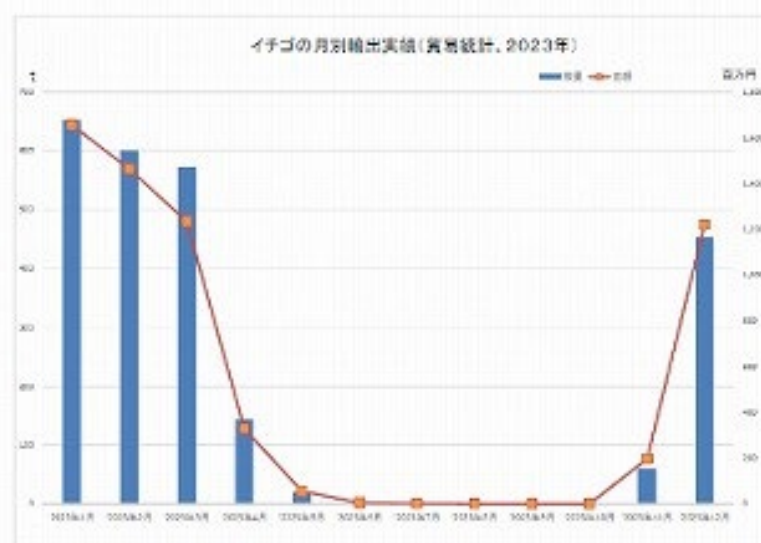


（アジア向けイチゴの輸出実績（貿易統計、提供資料））

⑤質疑応答（専門家が対応した質疑）

Q1：輸入者等による施設の確認或いは査察等はあるのか。

A1：輸入者による施設確認があるかは承知していないが、施設等の査察については、二国間協会で定められており、輸出先国、輸出植物により異なる。タイ向けのイチゴ生果実の場合は、タイ検疫当局による施設の査察や合同検査は求めら



（月別輸出実績（2023 年貿易統計、提供資料））

れていない。しかし、タイ向けのウンシュウミカンでは、タイ検疫官による査察が行われている。

Q2：海外での夏イチゴの需要は。

A2：月別の輸出実績（資料提供）を見ると、夏場の輸出実績はほとんどない。その一方で、南半球産のものが、出荷される時期にもなるので競合することも検討しておく必要があると考える。

⑥その他

同行された農政局から、国が実施している支援事業の概要、GFP への登録などが紹介された。

【所感】

農政局 GFP の一環として相談者に対する訪問支援を行った。

相談者は、いわゆる植物工場において無農薬による水耕栽培を行っており、播種から4か月で収穫ができるとしている。また、年間を通じて収穫が可能で、いわゆる品薄となる夏イチゴも安定して収穫が可能としており、輸出量が減少する夏場の輸出も可能となる。また、播種も施設内において行っており、生育期間を通じて無農薬栽培であることから、残留農薬の心配もほとんどない。しかし、現状では、収穫量が少なく輸出に対応できる状況にないとのことで、今後、輸出可能となるよう増産を図ることに期待するとともに、輸出が実現できるよう本事業としても継続して支援していくこととする。

事例 2

タイ向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

生産者は大学を卒業後、すぐに就農し、自治体の補助事業を利用しつつ、イチゴの生産を行っている。

- ① 栽培品目及び面積：イチゴ 10a
- ② 栽培方法：ハウス栽培
- ③ 輸出実績：なし

【輸出に当たって事業者が抱える課題】

タイの友人からイチゴをタイに輸出して欲しいとのオーダーがあった。タイ向けイチゴ生果実の検疫条件を確認し、すぐに県を通じて植物防疫所に生産園地と選果こん包施設の登録申請を行い、登録を得た。

輸出の経験がないので、イチゴの輸出に係る具体的な手続き、必要な対応等を知りたい。



(現地での支援の様子)

【支援等の内容】

東海農政局の担当者と共に現地を訪問し、輸出検疫の概要、タイ向けイチゴの検疫条件及び手続き並びに残留農薬等について説明をした。

①輸出検疫の概要

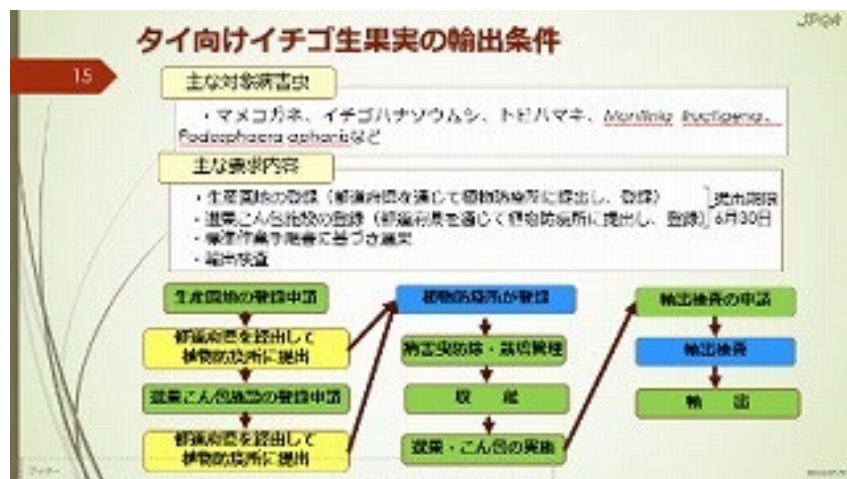
輸出検疫では、輸出先国が要求する検疫条件に合致しているかについて、栽培地検査、精密検査、消毒検査、目視検査により確認が行わ



(事業のチラシ (説明資料))

れ、輸出先国の検疫条件に合致しているものに対して植物検査証明書が発給される。輸出先国が植物検疫証明書の添付を求めている植物にあっては、輸出検査を受けずに輸出することはできない。

②タイ向けイチゴ生果実の検疫条件及び手続き等



（タイ向けイチゴの検疫条件と流れ）

タイ向けのイチゴ生果実については、二国間協議の合意事項に基づく検疫手続き等を行うことにより輸出が認められている。既に、生産園地及び選果こん包施設の登録を済ませているが、これらの手続きは県を通じ

て植物防疫所に申請し、植物防疫所が登録することとされている。また、タイ向けのイチゴ生果実である旨のこん包表示も行う必要がある。輸出に当たっては、植物防疫所に輸出検査申請し、受検する必要がある。詳細については、輸出検査実施要領（令和5年2月20日4消安5904号 消費・安全局長通知）に記載されている（資料として実施要領を手交）。

②残留農薬

残留農薬基準値については、農林水産省 HP に 15 品目、20 カ国・地域が掲載されている。我が国の残留農薬基準値とタイの残留農薬基準値を比較して我が国の数値よりも低く設定されている農薬については使用しない又は代替農薬を使用することが望ましい。果物の残留農薬分析部位については、国により異なることがある。同じ検体でも分析方法により検出値に差が生じることもあるので注意が必要である。念のため、輸出前に残留農薬分析をすることも一案である。

なお、タイ向け青果物にあっては、タイ保健省が求める施設認定等の規制もあるので、これも遵守する必要がある。

③イチゴの病虫害防除マニュアルの紹介

イチゴの病虫害防除に当たっては、一般社団法人日本青果物輸出促進協議会の HP に掲載されている「台湾の残留農薬基準値に対応した生果実（いちご）の病虫害防除マニュアル（改訂版）」が参考になると考える。一読され、

農薬の使用などの活用にお勧めする。

④生産者からの質問対応

Q 1 2024 年 2 月に、県を通じて生産園地及び選果こん包施設の登録申請を行い、既に登録済みとなっている。しかし、今般、農林水産省の要領が変更となり、毎年 6 月末日までに登録の必要があるとされたが、今年再度登録申請が必要なのか？

A 1 二国間協議に係る生果実輸出検査実施要領（令和 5 年 9 月 6 日 5 消安第 318 号 消費・安全局長通知）が改正され、タイの基準が追加された。改正では生産園地及び選果こん包施設の登録申請の提出期日が新たに設定され、毎年 6 月末日までに申請することとされている。今年の申請の要否については、植物防疫所に確認後、後日回答する

（植物防疫所に確認の結果、「来年 6 月 30 日まで登録の必要はない。現行の登録が継続される」とのことから、この旨をメール回答した）。

Q 2 輸出検査時に検査されたこん包について差替えが可能か？

A 2 植物防疫所に確認し、後日回答する（植物防疫所に確認の結果、「①原則として差替えは認められない。②差替えの必要があれば、実際の輸出数量よりも多く申請し、開封されたものを除いて（インボイスに記載された数量）輸出する。この場合、インボイス数量より植物検疫証明書の数量が多くなることになる。検査数量は『検査荷口毎に 2%以上（重量）が検査抽出される』ことを念頭にされたい。」とのことから、この旨をメール回答した）。



台湾の残留農薬基準値に対応した生果実（いちご）の病害虫防除マニュアル（改訂版）

【所感】

タイ在住の友人からイチゴ生果実の輸出オーダーがあり、輸出のための手続きに不安があるとして相談があったものである。生産園地及び選果こん包施設の登録を済ませ、輸出の準備は整ったが、タイ国内での輸入に関する規制により個人

輸入が出来ないとされ、輸出は保留となったとのことである。タイ国内での個人の輸入の可否については、今後どのようなになるか不明であるが、次年度の輸出に向け、今年も手続きを進めるとのことであった。一方、相談者には、カンボジアからも引き合いがあったとのことで、カンボジア向けにイチゴを輸出することを検討しているとのことであった。

生産者は、積極的にイチゴの輸出を進めたいとしており、輸出の実現に向けて本事業としても継続的に支援することとしている。



事例 3

メロン生果実、キク切り花の輸出に取り組む生産者

【生産者の概要】

過去にメロン栽培をしていたが、すべてキクの栽培に切り替えた。4 年前から、メロン栽培を復活させ、現在は切り花用のキクとメロンの栽培を行っている。

- ①栽培品目及び面積：メロン 600 m²、キク 3,500 m²
- ②栽培方法：いずれも温室栽培で、メロンは有機 JAS に基づき生産している。
- ③輸出実績：メロンは輸出実績無し。キク切り花は、商社を通じ輸出したことがある。



(メロン栽培の様子)

【輸出に当たって事業者が抱える課題】

生産者は輸出事業者から輸出用メロンの出荷を求められた。輸出先国は、オーストラリア、台湾、シンガポール、アラブ首長国連邦が候補に挙がっている。

翌年に収穫される果実を輸出に向けることとし、年間 1,000 玉程度の出荷を考えている。なお、現在、輸出事業者がマレーシア向けの輸出について、商談中である。



(キクの栽培の様子)

あり、本年産の果実が輸出される可能性もある。

これまで、メロンの輸出を行ったことが無く、翌年の輸出に向け準備しなければならぬことを知りたい。

また、現在地域ではグローリオサ切り花の輸出が盛況であり、自社が生産しているキク切り花も輸出できないか興味を持っている。ブランド化を図り、輸出に結び付け

たいと思う。切り花の輸出規制等について知りたい。

【支援等の内容】

輸出への取り組みが初めてであるとのことから、植物検疫の概要、輸出検疫の概要、メロン及びキク切り花の主な国の検疫条件、輸出検査手順、残留農薬基準などについて説明するとともに輸出実績のデータを提供した。

また、参考として、アメリカ向けメロン生果実の二国間協議の基づく検疫手続き、台湾に輸出されたメロン生果実の残留農薬基準値超過による不合格事例などを説明した。

①植物検疫、輸出検疫の概要

植物検疫は、輸入植物に付着して侵入する病害虫の阻止、国内に既発生的重要病害虫の発生地域拡大の阻止、輸出先国の要求に基づき実施される輸出検疫が柱となっている。

輸出検疫では、輸出先国が求める検疫条件に合致しているか、輸出先国が必要としている栽培地検査、精密検査、消毒検査、目視検査が的確に行われたかなどの確認後、輸出先国の検疫条件に合致しているものに対して植物検疫証明書が発給される。輸出先国が植物検疫証明書の添付を求めている植物にあっては、輸出検査を受けずに輸出することはできない。

②メロン生果実及びキク切り花の検疫条件

メロン生果実では、植物検疫証明書の添付を必要としない国（香港、シンガポール、マレーシア）、植物検疫証明書の添付が必要な国（台湾、アラブ首長国連邦、EU）、輸入が禁止されていて輸出ができない国（中国、ベトナム、オーストラリア）、二国間協議の合意事項に基づく

輸出相手国	検疫条件	備考
香港	Q	日本での輸出検査が必要ですが、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
シンガポール	Q	中国が検疫条件を設定していないため輸出できません。
マレーシア	Q	ベトナムが検疫条件を設定していないため輸出できません。
タイ	Q	二国間合意による条件を満たすことが必要です。 (主な条件：栽培地域の県立での栽培、園地の登録、カボチャミバエのモニタリング調査、日本産検疫検査機関の合意結果検査)
シンガポール	Q	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
マレーシア	Q	日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
アラブ首長国連邦	Q	日本での輸出検査が必要ですが、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。
EU	Q	日本での輸出検査が必要ですが、二国間合意による条件を満たすことが必要です。
USA	Q	(主な条件：園地管理での検疫、輸出検査においてスイカ緑斑モザイクウイルスの検査が要)
オーストラリア	Q	日本が検疫条件を設定していないため輸出できません。

(メロンの主な国の検疫条件（提供資料）)

手続き等が必要な国（タイ、アメリカ）などがある。タイ向けについては、生産園地及び選果こん包施設の登録、カボチャミバエに係るトラップ調査の実施などが必要となっている。アメリカ向けについては、輸出検査時にスイカ緑斑モザイクウイルスの検査が行われる。

キク切り花では、植物検疫証明書の添付を必要としない国（香港、シンガポ

ール)、植物検疫証明書の添付が必要な国（台湾、中国、ベトナム、タイ、アラブ首長国連邦）、輸出先国の検疫当局が発行する輸入許可証の取得が必要な国（マレーシア）、栽培地検査又は消毒が必要な国（EU）、二国間協議の合意事項に基づく手続き等が必要な国（アメリカ）がある。アメリカ向けについては、キク白さび病、ハモグリバエを対象とした栽培地検査が必要となっている。オーストラリア向けでは、輸出時の臭化メチルくん蒸と不活化処理などが要求されている。

③輸出検査手続き

受検の前に、植物防疫機関と事前に日程等の調整をし、輸出植物検査申請書を作成、提出し、検査を受ける。検査には、申請者等の立会が必要となる。また、具体的な手続きとして栽培地検査、消毒検査、精密検査、目視検査については、植物防疫所以外の登録検査機関においても実施可能となっている。

7. 輸出検査の手続きの概要

輸出検査手続きの概要

17	名称 (検査の種類)	内容	実施の場所	提出書類	公開される 証明書	備考
1	栽培地検査	植物の栽培地における検査	植物防疫所	栽培地検査申請書 (eMAFF)	栽培地検査証明書	5の輸出植物検査申請書に添付
2	消毒検査	消毒に関する検査	植物防疫所	消毒検査申請書 (eMAFF)	消毒検査証明書	
3	精密検査	品質等の検査その他の国家の関税を課する検査	又は登録検査機関	精密検査申請書 (eMAFF)	精密検査証明書	
4	目視検査	目視による検査	登録検査機関	目視検査申請書 (eMAFF)	目視検査証明書	
5	植物防疫証明書の交付		植物防疫所	輸出植物検査申請書 (NAOCS)	植物防疫証明書	1~4の検査書を添付し、登録検査と同時に実施することも可能

提出書類は原則として電子システム (eMAFF, NAOCS) による。

(検査手続きの概要 (提供資料))

④残留農薬基準

メロンの残留農薬基準値については、農林水産省 HP に 20 カ国（地域）が掲載されている。なお、果物類の場合、国により分析検査に用いられる採取検体（部位）が異なる場合がある。この場合、我が国の残留農薬基準値と同一であっても、検査される部位

メロンの残留農薬分析の際に採取される検体

21

日本 果実を除去したもの	台湾 果実全体	シンガポール 皮をなし (一部の農薬/食物の 組み合わせ には、検体が 追加される がある)	マレーシア Whole commodity after removal of stems.	オーストラリア whole commodity after removal of stems	UAE COO または EU の規定 に準ずる。	Codea Whole commodity after removal of stems.

農林水産省が公表している一位番の下側に「検体」として、分析の際に採取される部位が記されています。国により、検体部位が異なります。「果皮を除去」、「果実全体」、「茎を取り除く」があります。同一果実でも分析に用いた場合、検出される検体値は異なる場合があります。例えば、日本と台湾の残留農薬値が同一であっても、検出される部位が異なるため台湾の方が低くなります。

果実全体 (台湾) > 茎を取り除く (マレーシア、オーストラリア、UAE) > 果皮を除去 (日本)

(残留農薬検査の採取検体 (提供資料))

が異なる場合は分析値に差が出ることも考えられることから注意が必要である。

観賞用のキク切り花に関しては、残留農薬に係る規制はない。

⑤輸出実績

財務省貿易統計（20万円以下の少額貨物や旅具通関扱いをする貨物等は計上されていない）によると、メロンの輸出量、輸出額は年々増加していたが、2023年は若干減少している。減少した原因等については承知していないが、輸出量は香港やシンガポール、台湾、マカオなど向けが多い。また、アラブ首長国連邦やアメリカ、カナダなどにも輸出されている。



（メロン生果実の貿易統計）

【所感】

輸出事業者から輸出用メロンの出荷を促され、輸出に取り組む生産者に対する支援で、既に輸出が予定されているものであった。支援時には「検査に必要な日数は」との質問が寄せられるなど、輸出に対する積極性が伺われた。残念ながら、今年度のマレーシア向けの輸出については、果実の出荷が終了していたことから、オーダーに対応できず今年度の輸出はできなかった。

キク切り花については、輸出者を介しての輸出が可能な状況となっているが、オーダーが無い状態で、輸出は実現していない。

次年度以降の輸出を期待するとともに、課題解決支援事業としても必要があれば継続支援をしていくこととする。

事例 4

中国向けに木材の輸出を目指す生産者団体

【生産者団体の事業概要】

- ①事業内容：原木の伐採、流通、造林、保育林の病虫害防除、緑化事業など
- ②伐木量：年間約 25 千 m³の伐木を実施

【輸出を目指す目的】

昭和 20 年代半ばから植林した地域のスギは、70 年を経過し伐採可能な段階に入り、その蓄積量は増え続けている。その反面、国産材の需給は輸入製材との関係もあり増加していない。また、日本の山村は高齢化が進み地域の活性化は急務となっている。そんな中、相談者は近年増加している木材の輸出に注視し、中国をはじめとした海外での木材の需要の高まりから、地場産木材を輸出し、皆伐～再造林からなる循環型林業を目指すとともに山林所有者により多くの利益還元することにより地域林業の活性化を図りたいとしている。



（伐採作業の様子（相談者 HP から））

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】



（伐採地での積み込みの様子（相談者 HP から））

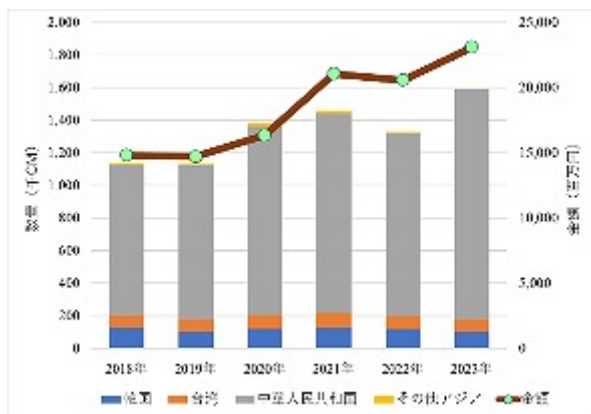
- ①スギ材を輸出したいが、輸出経験が少なく各国の検疫条件を知りたい。
- ②輸出に当たって、港湾施設等を利用したいが、どこに、どのような手続きをすれば良いのか分からない。
- ③材の港に集積後の船積み作業、通関、出港までどの位の日数が必要か知りたい。それによって配船日程を決めたい。
- ④中国向けは消毒が必要と聞いているがその方法について知りたい。

【支援等の内容】

1. 植物検疫条件等の説明

相談者に植物検疫条件など次の説明を行うとともに関係者と情報を共有しながらその都度支援した。

- ① 植物の輸出に当たっては、輸出先国の検疫条件に従って手続き等を進める必要がある。
- ② 中国向け樹皮付き木材は、消毒が求められており、輸出前又は中国輸入時に熱処理又は臭化メチルくん蒸等による処理が求められている。通常は、輸出前に日本で臭化メチルくん蒸が実施されることが多い。また、消毒終了後に植物防疫所又は登録検査機関の検査を受けて発給される植物検疫証明書を添付して輸出する必要がある。
- ③ 港湾施設の利用に当たっては、港湾管理者の承認を得る申請手続きが必要である。また、木材の港湾施設への集積に当たっては、安全対策等の観点から関係者間の調整が望ましい。
- ④ 中国以外の国向けスギ材の検疫条件については、国によって異なる（韓国向けは植物検疫証明書の添付が不要、台湾向けは植物検疫証明書の添付が必要、また、米国は輸入前に輸入許可証（パーミット）の取得が必要など）。輸出先国が決まったら、改めて相談いただければ説明する。
- ⑤ 木材（丸太）の輸出状況を見ると、中国向けは近年増加傾向にある（図表を提供）。



（丸太の輸出実績（貿易統計から））



（製材の輸出実績（貿易統計から））

2. 輸出に利用するふ頭の概要の説明

輸出に際して利用することになるふ頭の概要について、次の説明をした。

- ① 岸壁：5万t級1バース、1万5千t級2バース
- ② コンテナ岸壁：2バース、ガントリークレーン2基
- ③ 検疫施設：消毒実施区域 2カ所（51,655 m³）、コンテナヤード（検査及び

消毒可)

- ④ 特徴：輸出用木材は保税地域となっている港湾施設（検査・消毒場所）に集積し、植物検疫手続き（くん蒸含む）及び通関が可能である。岸壁が整備されており、木材専用船での輸出でもコンテナでの輸出でも対応可能である。また、港には木材の消毒実施区域も完備していることから、木材を直接港湾施設に搬入し消毒することもでき、経費の削減を図ることができる。



（木材の蔵置場所）

【相談者の取り組み状況】

相談者は需要の多い中国向けにスギ材を輸出することとし、関係者を参集して情報共有を図るとともに必要な手続き、調整等を行った。最初の輸出は相談者の意向で本船積み後に臭化メチルで本船くん蒸することとなった。スケジュールとしては、地場産のスギ材を港湾施設（ヤード）に集積後、本船入港後に直ちに本船に積み込み荷役が行う、積み込み完了後、本船くん蒸を実施、ガス開放後、本船出港とし、本船入港から出港までの期間を1週間と試算した。その後本船は予定どおり入港し、荷役、くん蒸して予定どおり出港した。本船積みによる輸出は、年内にもう1船実施された。

一方、コンテナ積みでの輸出も実施され、消毒実施区域で臭化メチル天幕くん蒸を実施してコンテナに積み込み輸出した。

当該相談者の今年度の中国向けの本材の輸出状況は次のとおり。

本船積み	2 船	23,433 本	6,764 m ³
コンテナ積み	40F 12Van	1,071 本	742 m ³



（本船積み荷役の様子）



（本船くん蒸の準備の様子）



(木材天幕くん蒸の様子 (コンテナ積み用))



(くん蒸後のコンテナ積載の様子)

【評価・所感】

中国向け樹皮付き木材は、消毒処理が求められている。輸出前に臭化メチルくん蒸により消毒する場合は、港湾施設所有者やくん蒸業者、荷役業者などの関係者間の調整がより重要となってくる。相談者は関係者の支援を受けながら、事前の打合せ等を行うなど調整を密に行うとともに体制を整えて、輸出を実現させた。輸出までの円滑な手続きは、専門家のアドバイスを受けるなどしつつ、課題等を一つ一つクリアさせ、必要な手続き等を適切に実施した。

相談者は、木材の輸出が地域林業の活性化につながるとしており、今後も本船積み、コンテナ積みでの木材輸出を継続するとしている。本事業においても、必要に応じて専門家を派遣するなどして引き続き継続支援することとしている。

事例 5

「園芸作物の輸出産地形成支援に係る北陸・東海ブロック説明会」に参加し、輸出を目指す生産者、事業者

【説明会開催の目的と専門家派遣の経緯】

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、農産物の輸出促進は国内生産基盤の維持に不可欠であり、国を挙げて輸出拡大に取り組まれている。また、今後の更なる輸出拡大のためには、これから輸出を本格化したい意向のある産地等への働きかけを行い、全体の底上げを図ることが重要となっている。

このため、東海農政局では、東海・北陸農政局管内の関係者に対し輸出拡大に向けた施策や支援策等の周知を目的として、輸出に係る説明会、相談会を開催された。

説明会開催に当たり、東海農政局から課題解決支援事業の専門家に対し、説明会第1部において「輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援委託事業等」の紹介、第2部として植物類の輸出を計画している生産者、事業者に対する相談会において相談対応して欲しいとの依頼があった。

【説明会・相談会の概要】

- ・ 日時：令和6年7月22日（月曜日）14時00分～17時00分
- ・ 場所：ウインクあいち（愛知県産業労働センター）
- ・ 開催方法：現地開催及びオンライン開催の併用（ハイブリッド方式）
- ・ 参加者：農業者、農業法人、地域商社、全農県本部、経済連、金融機関、県担当者（園芸作物関係部署、輸出促進関係部署）等
- ・ 参加人数：会場:30名、オンライン：65名

（1）第1部 説明会

第1部では、農林水産省から①農林水産省の取組み紹介、②園芸作物の輸出の現状の説明があり、続いて、2事業者の輸出の取組み状況等が紹介された。

その後、参加した各支援機関が実施している支援策などの紹介が行われた。



（第1部において説明する専門家）

課題解決支援事業専門家は、投影資料に基づき、①支援事業の概要、②過去の支援事例、③植物検疫の概要（植物検疫制度の目的、骨格など）、④輸出植物検疫の概要（輸出検査の対象となる植物、検査場所、登録検査機関による検査、輸出検査の流れ、検疫条件の確認方法など）、⑤残留農薬（残留農薬基準、諸外国における残留農薬基準値に関する情報）等について説明した。



（課題解決支援事業の紹介スライド）

（２）第２部 事業者相談会

第２部では、事前に応募があった６団体について、個別相談会が行われた。このうち、植物の輸出に係る相談のあった４団体について専門家が対応した。相談会の概要は次のとおり。なお、支援事業外の相談内容については、同席されたJETRO及び農政局から説明が行われた。

①相談１：生産者からの依頼で輸出の手続きを行っている行政書士法人

〔相談内容〕行政書士として海外での種苗類の品種登録サービスを行っている。生産者から青果物の輸出について相談を受けており、業務としていきたい。ついては、青果物の輸出手続き、海外での販売ルート、品質保持などについて伺いたい。

〔専門家からの支援〕輸出先国の検疫条件については、配布した資料で確認することができる。また、残留農薬基準値については農林水産省HPに15品目、20カ国・地域が掲載されている。残留農薬については、青果物の輸出に係る課題の一つともなっていることから、生産に当たっては散布薬剤、散布時期等に留意し、輸出先国の基準値に沿った病虫害防除が望ましいと考える。特に、複数の生産者が同一荷口で輸出する場合は、相互に連携した農薬使用を心がけるのが望ましいと考える。

②相談２：ベトナム向けに輸出している農業資材に合わせて植物類の輸出を計画している輸出事業者（会場に参加できないためオンライン支援）

〔相談内容〕現在、ベトナム向けに鶏糞、液肥などの資材を輸出している。ベトナムのバイヤーを窓口野菜、果物、コメの輸出を検討している。販路拡大、鮮

度保持等のほか、植物検疫の
手順についても知りたい。

〔専門家からの支援〕 具体的な輸
出品目が決まっていないとの
ことだが、ベトナム向けでも
輸出品目によって検疫条件が
異なる。輸出品目を決め検疫
条件を確認して、栽培、輸出す
ることが必要である。具体的
な品目が決まれば相談いただ
きたい。



（第 2 部における個別相談風景）

③相談 3：新たに青果物の輸出拡大を計画している生産事業者

〔相談内容〕 ミニトマトを生産している。商社を通じて香港、シンガポール、グアム、ハワイに輸出も行っている。今後イチゴなど新たな品目を栽培して、自社輸出を模索している。輸出に係る規制など教えて欲しい。

〔専門家からの支援〕 イチゴの
検疫条件については、香港
やシンガポールは植物検疫
証明書の添付が不要である
こと、アメリカやグアム、ハ
ワイは事前に輸入許可証の
取得が必要であること、タ
イは二国間協議の合意事項
に基づく手続きが必要であ
る。輸出検疫の流れ、検査手
続き等については配布資料



（第 2 部で提供した資料）

のとおりである。また、植物検疫条件については、植物防疫所 HP に残留農薬基準値表については農林水産省 HP に掲載されており、そのアドレス及び確認方法等を資料に示してあるので、参考にしていただきたい。

〔その他〕 本説明会終了後、当該相談者から他の品目に関する照会が寄せられ、別途相談対応することとした（対応状況は後段に掲載。）。

④相談 4：盆栽、鉢植えのクロマツ等の輸出を計画している生産者

〔相談内容〕 国内向けの苗木類の栽培・販売を行っており、商社を経由した輸出実績もある。今後、栽培している苗木類について、自ら輸出することを考えている。品目としては、クロマツの鉢植えや苔玉による輸出を計画している。輸出の手続き等を知りたい。

[専門家からの支援] 輸出に当たっては、同一の品目であっても輸出先国により検疫条件が異なる。クロマツ盆栽は EU 向けでは特殊盆栽として区分され、棚上げや栽培地検査の受検、標識の取り付けなどの検疫条件をクリアする必要がある。また、東南アジアなどでは、土の輸入を禁止している国が多くある。



(第2部で提供した資料)

[その他] 当該相談者から具体的な検疫条件等の詳細を知りたいとして照会があり、別途相談対応することとした（対応状況は後段に掲載。）。

【説明会終了後の支援】

説明会終了後、第2部の個別相談会に参加した事業者等から農政局を通じて、別途支援の依頼があった。

(1) 相談1（上記相談3）：新たに青果物の輸出拡大を計画している生産事業者
[生産者が抱える課題]

- ① 青果物の輸出可能な国を知りたい。それらの輸出検疫条件や輸出実績を教えて欲しい。
- ② 青果物の輸出可能な国（対象国は台湾、タイ、EU、アメリカなど8カ国）の農薬残留基準値を知りたい。
- ③ 二国間協議で合意した手続きが必要とされた国の対応として、「生産園地及び選果こん包施設の申請」に係る提出先はどこになるのか。
- ④ 対象とされている品種以外を輸出することはできるか。
- ⑤ 追加でアラブ首長国連邦等3カ国の残留農薬基準値を知りたい。

[専門家の支援等の内容]

- ① 植物検疫条件としては、植物検疫証明書の添付が不要な国、植物検疫証明書の添付が必要な国、事前の輸入許可証の取得が必要な国、輸入許可証と植物検疫証明書の添付が必要な国、二国間協議に基づく手続き等が必要な国などに区分される（検疫条件を整理した資料及び輸出実績として植物検疫統計、貿易統計の資料を配付した）。
- ② 対象国のHPなどから該当する品目の残留農薬基準値を調査し、我が国の残留基準値と比較できる一覧表を提供する。なお、データが入手できなかったアラブ首長国連邦については、その旨を説明した。

- ③ 生産園地及び選果こん包施設の登録に当たっては、都道府県を經由して申請することとされている（担当県の窓口を紹介）。
- ④ 二国間協議で品種等が定められている場合は、それ以外の品種については輸出できない。
- ⑤ 追加で照会のあったアラブ首長国連邦等 3 か国の残留農薬基準値については、データ入手が有料であるなどから、当方では調査が困難で、資料を作成することができない。

(2) 相談 2（上記相談 4）：盆栽、鉢植えのクロマツ等の輸出を計画している生産者

[相談者の栽培状況]

- ① 輸出品目：クロマツの鉢植え
- ② 輸出先国：未定
- ③ 栽培状況：川砂と珪石を混合した鉢で路地の棚上において栽培。



（説明会終了後現地での支援の様子）

[相談者が抱える課題]

種子繁殖した 3～5 年生のクロマツ苗を培地をいくらか残し、苔玉と緑色に着色したミズゴケで覆い輸出したい。各国の検疫条件などを知りたい。

他の生産者と共同で輸出することも考えており、その場合の課題等を教えて欲しい。なお、過去に輸出事業者から依頼があつて、クロマツ苗、ブルーベリー苗を出荷し、香港、シンガポールに輸出されたこともある。

[専門家の支援等の内容]

- ① クロマツ盆栽の検疫条件については、輸出先国が未定であることから、輸出実績の多い国を例に説明した。
 - ・ 土壌が付着するものは原則輸出できない。ただし、EU、シンガポール等消毒を実施すれば輸出可能な国もある。
 - ・ 苗木を輸出する場合、輸出先国の輸入許可証（Import Permit）を取得する必要がある場合が多い。
 - ・ EU 向けは、2 年間の栽培地検査のほか、輸出時に消毒等が求められている。
- ② クロマツ盆栽の検疫手順（EU・英国、その他の国向け）については、資料に記載してあるとおりである。

③ 栽培地検査実績、輸出植物検疫実績について、資料ありとおりである。

④ 輸出用の植物は、国内販売用のものと区別して管理する必要がある。

仮に輸出用に管理したものを国内用に販売して問題となることはないが、逆に国内用に栽培していたもの（輸出用の管理がされていないもの）を輸出に向けることは、輸出先国の検疫条件に合致しない場合があり、問題となることが考えられる



（クロマツ盆栽の栽培風景）

〔その他〕

相談者は、今後、地元生産者とグループの運営、輸出の進め方等について打合せを行う予定としている。また、再来年に開催される予定の「横浜国際園芸博覧会」に出展を決め、海外向けにセールスを行うとしている。

【所感】

東海農政局では、東海農政局 GFP として農産物の輸出拡大に向けた取組を実施している。今回の説明会の参加者は 95 名で、農産物の輸出に関心の高い人が多くいることがうかがい知れた。

第 1 部での関係機関、事業者からの現状報告では、国の輸出への取組の紹介支援機関から支援策の提供が行われ、第 2 部では、事前に申し込まれた事業者に対して相談会が行われたが、いずれも時間不足の感があった。特に、第 2 部での個別相談においては、状況の把握すら十分に行えない状況も見られた。

しかし、その後継続して支援を実施した 2 件の関係者は、輸出への関心が非常に高く、今回の支援がその一助になればと感じた。

説明会冒頭に「政府を挙げて輸出を促進しており、改正食糧農業基本法においても輸出は不可欠なものとしているが、輸出量は全生産量の 3% にしか過ぎない。東海地区は、青果物の生産が盛んであり、北陸地域も特色のある産品がある。個々の輸出先国の規制、ニーズに適合したものを輸出する必要がある。」と挨拶されたが、課題解決支援事業としても輸出先国の要求に適合する植物が輸出されるよう関係者を支援していく必要がある。